

南牧中学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

基本的な方針は、いじめ防止対策推進法第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう)のために対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの定義)

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的な苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめの禁止と学校職員の責務)

生徒は、いじめを行ってはならない。学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、特別支援 Co

- (3) 「いじめ対策委員会」は、次のことに組織的に取り組む中核となる。
 - ① 基本方針に基づく取組の実施や、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ 関係機関、専門機関との連携
 - ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - ⑦ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 活動の内容

(1) いじめの未然防止に関わる取り組み

○分かる授業

- ・少人数授業の効果を最大限に活かす授業の推進
- ・すべての教科指導における言語活動の充実
- ・生徒による授業評価に基づく、生徒の目線に立った授業改善（7月，12月）
- ・チャイム着席，授業準備，他者の学習活動の尊重等の授業規律の徹底

○人権・安全教育の充実

- ・前，後期人権旬間の実施
- ・発達障害への理解
- ・情報モラル教育の推進

○自己有用感の育成

- ・生徒会活動における，学校生活づくりへの参画と協働する態度の育成
- ・学校行事における，所属感や連帯感の深まりを通じた公共精神の育成

○教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進

- ・教職員の言動がいじめを助長することがないように，指導の有り方に細心の注意を払う
- ・関係機関や専門機関が実施するいじめに関する研修や研究会への参加
- ・ネットいじめを誘発する通信情報システムに関する研修を実施する

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・生徒との信頼関係の構築に努め，一人一人の生徒に寄りそった支援，指導を行う。
- ・全生徒を対象とした学期毎の質問紙調査と結果を生かした教育相談を実施する。
 - 質問紙調査：7月，11月
 - アセス調査：6月，10月
 - 教育相談週間：6月，11月
- ・生徒及び保護者に対してのスクールカウンセラー活用を推進する。
- ・保護者との情報交換や連絡を密にし，連携を図ることで生徒の変化に気づくことができるようにする。
- ・細かなことでも連絡，相談，報告を大切に，全職員で情報共有するとともに，担任が一人で抱えない体制づくりを行う。

(3) いじめが起こったときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止めさせる。
- ・いじめと疑わしき行為を発見した，あるいは相談や訴えがあった場合には，速やかに情報を共有する。
- ・教職員の共通理解，保護者の協力，関係機関等との連携の下で取り組む。
- ・生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等との連携を図る。
- ・ネット上での不適切な書き込み等については，直ちに削除する措置をとる。

○いじめられている生徒には

徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。

- 受容→つらさや悔しさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞き安心感を与える。(傾聴)
- 安心→具体的な支援内容を示す。
- 自信→生徒のよさや優れているところを認め、励まし自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。(交友関係の醸成)
- 成長→自己理解を深め、改善点を克服する。(自立の支援) ※心理的ケアを十分に行う。

○いじている生徒には

いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- 内省→いじめられている生徒のつらさに気づかせる。(いじめは絶対にいけないことの指導)
- 処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

○いじめられている生徒の保護者には

速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。

いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援すること伝え、対応の方針を具体的に示す。

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめられている生徒を守る、という姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。 →不用意な発言はしない
- 家庭との連絡を密にとる。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善
加害者の保護者への協力依頼
- 被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

○いじている生徒の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- 事実をきちんと伝える。
- 保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後の不安など)
- 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

○学級には

教師は「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- 意図的・継続的に学級に働きかけ、連帯感の育成、人間関係づくりなど指導していく。

○関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

□校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会の指導をうける。

□学校・家庭・関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4 いじめに対する措置

- ・必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄の警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対策委員会」を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校の基本方針の評価

- ・委員会を中心として、全教職員により、学校のいじめ防止基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。